２）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定に合格した者
受検種別ごとの技能検定職種及び必要な実務経験年数は、次の表のとおりである。

受検種別	技能検定職種（〔〕内は選択科目）	建築施工管理に関する実務経験年数
躯体	１級の鉄工〔構造物鉄工作業〕、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕、コンクリート圧送施工	実務経験年数は問いません
	２級の鉄工〔構造物鉄工作業〕、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工〔鉄筋組立て作業〕、コンクリート圧送施工	４年以上
	エーエルシーパネル施工	実務経験年数は問いません
	職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第248号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立て	
仕上げ	１級の建築板金〔内外装板金作業〕、石材施工〔石張り作業〕、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工〔プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業又はボード仕上げ工事作業〕、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装〔壁装作業〕、塗装〔建築塗装作業〕	実務経験年数は問いません
	２級の建築板金〔内外装板金作業〕、石材施工〔石張り作業〕、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工〔プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業又はボード仕上げ工事作業〕、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装〔壁装作業〕、塗装〔建築塗装作業〕	４年以上
	れんが積み	実務経験年数は問いません
	職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和61年政令第19号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工〔石張り作業〕、床仕上げ施工、天井仕上げ施工	

注１）平成15年度以前に技能検定に合格した者については、実務経験年数を必要としない。
注２）実務経験年数の算定基準日　上記１）、２）の実務経験年数は、それぞれ学科試験日の前日までで計算するものとし、通算して実務経験の期間を満たす必要がある。

ロ．学科試験のみ　下記に該当する者
１）平成28年度中に満17歳以上になる者

⑶　１級建築施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者
イ　当年度の１級建築施工管理技術検定・学科試験の合格者
ロ　学科試験免除者
１）平成27年度１級建築施工管理技術検定・学科試験の合格者
２）１級建築士試験合格者で１級建築施工管理技術検定・学科試験の受検資格を有する者
注）実務経験年数の算定基準日　上記２）の実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとし、通算して実務経験の期間を満たす必要がある。

⑷　２級建築施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者
イ　当年度の２級建築施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受験者を除く。）
ロ　学科試験免除者（ただし、３）、４）～８）の受検種別は建築に限られる）
１）平成27年度２級建築施工管理技術検定・学科試験の合格者
２）１級建築士試験合格者で前記⑵のイによる２級建築施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者
３）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後１年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格したもので、大学を卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者
４）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後２年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格したもので、短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者
５）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業したもの（短期大学又は５年制高等専門学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修めたものに限る。）で、短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者
６）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、卒業した年度又は卒業後３年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格したもので、高等学校又は中等教育学校を卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し３年以上の実務経験を有する者
７）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業したもの（高等学校又は中等教育学校在学中及び短期大学又は５年制高等専門学校在学中に規則第２条に定める学科を修めたものに限る。）で、高等学校又は中等教育学校を卒業した後７年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者
８）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業したもの（高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修めたものに限る。）で、高等学校又は中等教育学校を卒業した後８年以内に行われる連続する２回の技術検定（実地試験）を受験しようとするもので、建築施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者
注）実務経験年数の算定基準日　実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとし、通算して実務経験の期間を満たす必要がある。（上記⑷ロ１）を除く。）

２　試験日
１級学科試験　平成28年６月12日（日）
１級実地試験　平成28年10月16日（日）
２級学科・実地試験　平成28年11月13日（日）（２級では、学科試験と実地試験を同一日に行う）

３　試験地
１級学科試験・実地試験　札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄
２級学科試験・実地試験　札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄
２級学科試験のみ　上記２級学科試験・実地試験の試験地及び帯広・秋田・盛岡・長野・出雲・倉敷・高知・長崎
なお、盛岡・長崎の２箇所は今年度新たに追加となった試験地である。

４　受験手数料
１級学科試験　9,400円
１級実地試験　9,400円
２級学科・実地試験　9,400円
２級学科試験　4,700円
２級実地試験　4,700円